

最近、市内の各幹線道での車の交通量は増加の一方、歩行者は横断歩道で、いつはてるともわからぬ車の列がとぎれるのを長時間待たされるという状態がつづいています。

このため、交通事故を無くす運動推進本部では、いつでも歩行者が安全に横断でき、また、運転者に、横断中であることをよくわかるように黄色の横断手旗を置くことになり、先月二十九日、交通量の多い市役所前など十カ所に約四百本が各横断歩道の両側に設置されました。

この手旗は、30%の四方で黄色地に黒で「横断中」と書かれ道路わきに「手を上げて渡ろう横断歩道」などの標語が書かれた台に30本から40本づつ置られています。

設置場所は次の各所です。車の多い少ないにはかわからず、手旗を利用して横断歩道を安全に渡りましょう、使った手旗は必ず反対側の合にさして下さい。

- ▶北本町2丁目東和町交差点
- ▶本町4丁目小村歯科医院北側
- ▶本町5丁目電報市場前
- ▶本町5丁目バス一軒側
- ▶太田バス停留所前
- ▶太田商店街南側入口
- ▶高安教会南側
- ▶山本五月橋西側
- ▶市役所前
- ▶松川町日本橋
- ▶亀井市場東側
- ▶植松町三ノ丸商店街南側入口
- ▶教養寺天理
- ▶高安駅西側
- ▶市役所前



遺族に特別弔慰金

申請は福祉事務所へ

戦没者の遺族に特別弔慰金が支給されます。支給できるのは昭和四十四年四月一日までに遺族援護法による弔慰金を受けた方(昭和四十四年四月一日現在で遺族のなかに公務扶助料、遺族年金などの受給者がある方を除く)です。

- ▼請求手続用紙
- ①特別弔慰金請求書
- ②請求者の戸籍抄本
- ③戦没者の除籍時の戸籍簿本(ただし請求者が兄弟姉妹伯叔父母、甥姪の場合はいりません)
- ④現況申立書
- ⑤印鑑届出書

この用紙は福祉事務所へ申請し、申請とお問合わせは、福祉事務所社会課電話二一〇九一

防火ポスター募集

防火本部では、学校児童、生徒や各家庭の防火に対する関心を高めるため、防火ポスターを次のとおり募集することになりました。

- ▼応募の対象者
- 市内の高等学校、中学校、小学校に通学している生徒、児童
- ▼募集期間
- 八月一日から九月三十日まで
- ▼作品
- 大きさは四〇センチ角(ただし小学校一、二年は任意)で未発表のものに限ります。また、作品の裏面に必ず学校名、学年、学級別氏名を明記のこと

防火ポスター募集の注意事項として、防火ポスターは防火本部で審査し、大掃除の日には、防火ポスターを掲示していただきます。また、防火ポスターの審査は防火本部で行われます。

労災保険法改正

十二日に説明会

労働者の災害補償のための労災保険制度が全面にわたって改正され、その一部が八月一日に施行されました。主な改正点はつぎのとおりです。

- ①適用範囲の拡大
- ②強制適用範囲の拡大
- ③適用範囲の拡大
- ④適用範囲の拡大

今年も市内に住む高齢者の方々へ敬老金をお送りします。敬老金の支給は八月十五日までに、敬老金をお送りします。敬老金の支給は八月十五日までに、敬老金をお送りします。

敬老金の申請を

受付は八月十五日まで

今年も市内に住む高齢者の方々へ敬老金をお送りします。敬老金の支給は八月十五日までに、敬老金をお送りします。

行政苦情相談

国や府、市の行政についての苦情や相談は毎月8のつく(土、日、祭日を除く)日にご相談ください。

手続案内

市立青少年教育センター(八尾市八尾町)の施設利用の手びき。施設利用の手びき。施設利用の手びき。施設利用の手びき。

施設利用の手びき。施設利用の手びき。施設利用の手びき。施設利用の手びき。

消防署

その3

消防署の業務について。消防署の業務について。消防署の業務について。消防署の業務について。

人権擁護相談

8月18日(水)

人権擁護相談。人権擁護相談。人権擁護相談。人権擁護相談。

青少年相談室

青少年相談室

青少年相談室の業務について。青少年相談室の業務について。青少年相談室の業務について。青少年相談室の業務について。

山本球場

山本球場

山本球場の施設利用について。山本球場の施設利用について。山本球場の施設利用について。山本球場の施設利用について。

武道場

武道場

武道場の施設利用について。武道場の施設利用について。武道場の施設利用について。武道場の施設利用について。

人事異動

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司

衛生部衛生課長 坂口秀司